

# 第120号 平成26年7月発行

## — 目 次 —

### 〈特集〉

- 1. 建設業における社会保険等未加入対策について . . . . . 1
- 2. 建設業取引適正化センターの活動状況について . . . . . 21

### 〈主催講習会の開催状況〉 . . . . . 33

### 〈会員紹介〉

- ・ 株式会社東急コミュニティー . . . . . 35

### 〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No33 建設事業を行う事業主に係る労働者災害補償保険の特別加入の承認及び保険給付が否定された事例 . . . . . 36
- ・ No34 法定の耐震強度を満たしていないのに満たしているとの前提でした
- ・ 買受けの意思表示に新規分譲契約の錯誤無効が認められた事例 . . . . . 41

### 〈独占禁止法関係〉

- ・ 平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について . . . . . 49

### 〈建設業行政等〉

- ・ 平成25年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について . . . . . 86
- ・ 建設業許可業者数調査の結果について（概要） . . . . . 90
- ・ 品確法・建設業法・入契法等の改正について . . . . . 94
- ・ 平成26年度建設投資見通し 概要 . . . . . 102
- ・ 社会保険等未加入業者への加入等指導状況について . . . . . 105

### 〈機構情報〉

- ・ 講習会のご案内 . . . . . 108
- ・ 販売図書のご案内 . . . . . 110

## 特集 1

# 建設業における社会保険等未加入対策について

国土交通省 土地・建設産業局  
建設市場整備課 労働資材対策室

## I. はじめに

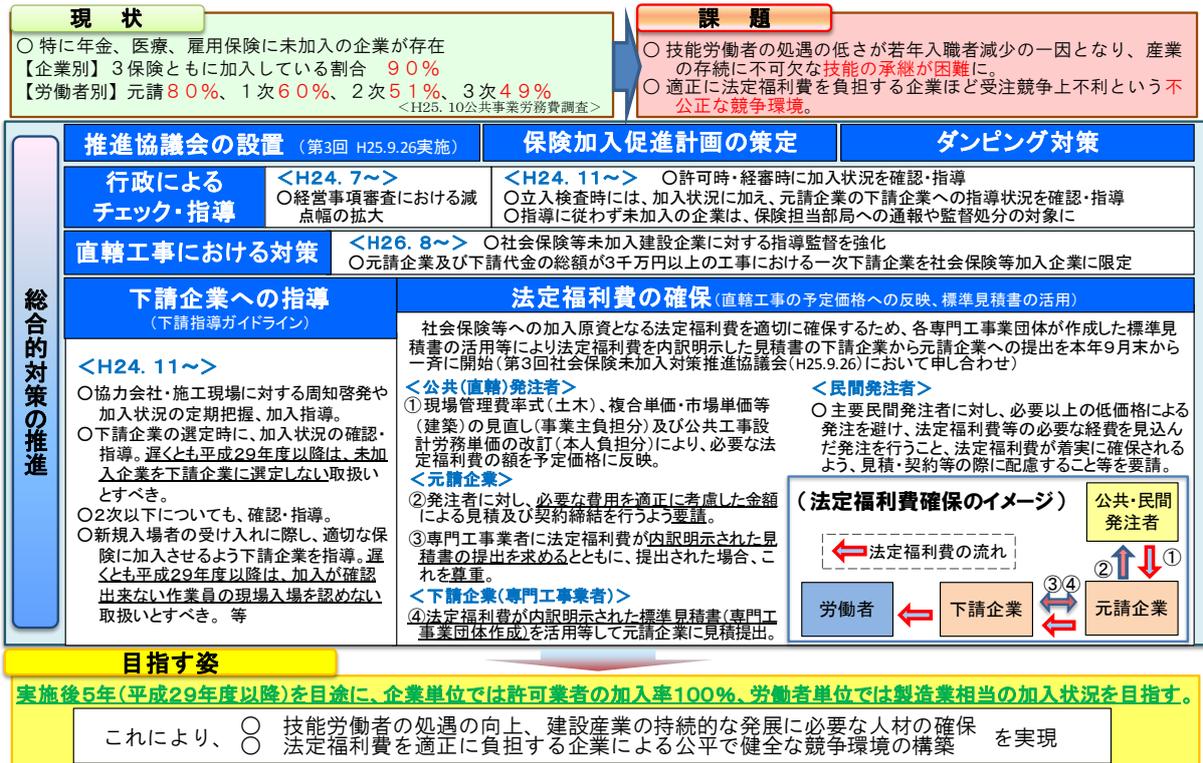
建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在しています。これは、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生む原因のひとつとなっています。

このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険等への加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があります。

建設業における社会保険等未加入対策の必要性については、平成 23 年 6 月に建設産業戦略会議でとりまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策 2011」等において提言され、その後、平成 23 年 10 月に「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が設置され、具体的な取組方策が検討されました。

これらを踏まえ、平成 24 年 5 月に建設業者団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、実施後 5 年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して、総合的かつ継続的に社会保険等未加入対策に取り組んでいます【図 1】。

【図1】社会保険未加入対策の全体像



## II. 未加入対策の対象となる保険と加入状況

### 1. 加入すべき保険

未加入対策の対象となる保険は、雇用保険、医療保険、年金保険の3保険です。  
加入すべき保険の種類は、事業所の形態や常用労働者の数などによって異なります。

#### 【図2】

雇用保険については、一人でも労働者を雇用すれば、原則、加入義務が生じます。

医療保険については、常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合及び法人事業主の場合は、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称;協会けんぽ)又は健康保険組合が運営する健康保険に加入するのが原則であり(健康保険被保険者適用除外承認を受けている場合は国民健康保険組合(全国土木建築国民健康保険組合・建設国保等)の加入で可)、これらの事業所に当てはまらない場合は、就業者自身が国民健康保険等に加入することが必要です。

年金保険については、医療保険と取扱いが類似しており、常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合及び法人事業主の場合は厚生年金保険に加入し、これらの事業所に当てはまらない場合は、就業者自身が国民年金保険等に加入することになります。

社会保険等未加入対策においては、こうした事業所の形態や常用労働者の数などに応じて適切な保険に加入することを求めています。

【図2】建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人 約 38万社	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者) ※	国民年金
	—	役員等	—	特別加入	協会けんぽ、健康保険組合等※	厚生年金
個人 事業主 約 9万者	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者) ※	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	特別加入	国民健康保険	国民年金

※ 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する場合がある。

## 2. 社会保険等への加入状況

国土交通省では、平成23年度から公共事業労務費調査において企業・労働者の社会保険等への加入状況の実態把握を行っています。平成25年度の公共事業労務費調査における調査結果をみると、全般的に加入割合は上昇傾向にあります。一方で、これまでもみられたように、他地方と比較して関東で、元請企業と比較して高次の下請企業で加入率が低くなるという傾向がみられます（【図3】【図4】）。

【図3】公共事業労務費調査（平成25年10月調査）における社会保険加入状況調査結果

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
企業別	96%	92%	91%	90%
労働者別	76%	66%	64%	62%

※ 対象企業数：約25,000社、対象労働者数：約110,000人

【図4】公共事業労務費調査（平成25年10月調査）における社会保険加入状況調査結果（項目別）

### 企業別

	加入率高(例)	加入率低(例)
県別	長崎(98%)、高知(97%)	千葉(72%)、東京(75%)
職種別（主なもの）	電工(96%)、配管工(95%)、運転手(特殊)(95%)、土木一般世話役(95%)	鉄筋工(78%)、型わく工(83%)、とび工(84%)
元請、下請次数別	元請(97%)	3次下請(76%)
事業所規模別	300～499人(97%)	1人(66%)

## 労働者別

	加入率高(例)	加入率低(例)
県別	島根(86%)、石川(83%)、富山(83%)	東京(31%)、沖縄(31%)
職種別 (主なもの)	電工(92%)、配管工(89%)、土木一般世話役(86%)	交通誘導警備員 B(24%)、交通誘導警備員 A(49%)、とび工(50%)
元請、下請次数別	元請(80%)	3次下請(49%)
事業所規模別	1000人以上(71%)、10～29人(66%)	500～999人(27%)、1人(42%)
給与形態別	月給制(欠勤差引あり)(96%)	日給制(日雇・臨時)(11%)
年齢	35歳～39歳(71%)	19歳以下(55%)、60歳～64歳(55%)
経験年数別	15年～19年(71%)	0～4年(50%)、45年～49年(34%)
職階別	職長(79%)	指導者以外の労働者(58%)

## Ⅲ. 社会保険等未加入対策の推進

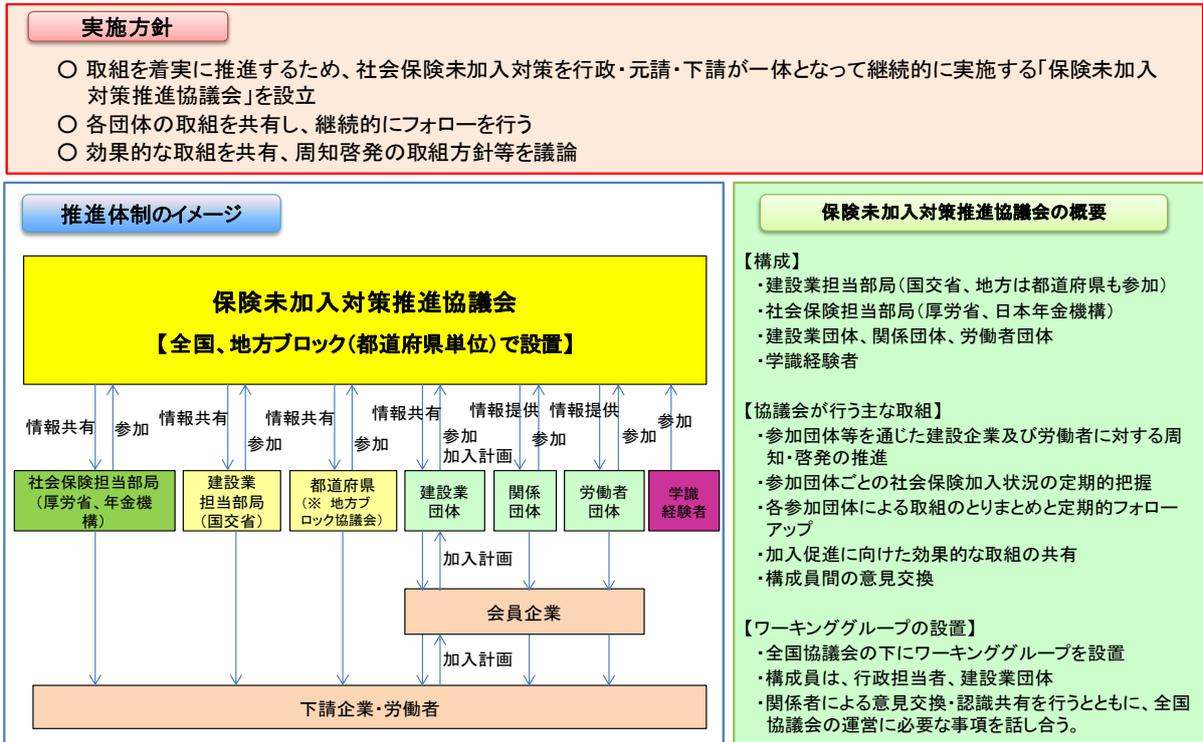
### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進体制の構築

対策を着実に推進し、社会保険等への加入を促進するためには、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって継続的に取り組みを実施することが必要です。その推進体制として、先述のとおり業界関係者（団体）で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」を、全国と地方ブロック単位で設置しています【図5】。

この協議会に構成員として参加する各建設業者団体は、傘下の会員企業の保険加入状況を把握するとともに、「社会保険等加入促進計画」を策定し、それぞれの立場から社会保険等への加入を促進するための主体的な取組を進め、協議会において各団体の取組を共有し、継続的にフォローアップを行うほか、周知啓発の取組方針等を議論しています。

また、行政、関係団体、元請・下請各社など、建設業に関わる様々な主体から、パンフレット・ポスターの作成・配布やキャンペーンの実施、説明会の開催など多様な手段による周知・啓発を行い、建設企業、技能労働者などの社会保険等への加入についての理解を深め、保険加入に向けた機運を醸成しています。

【図5】社会保険未加入対策推進協議会について

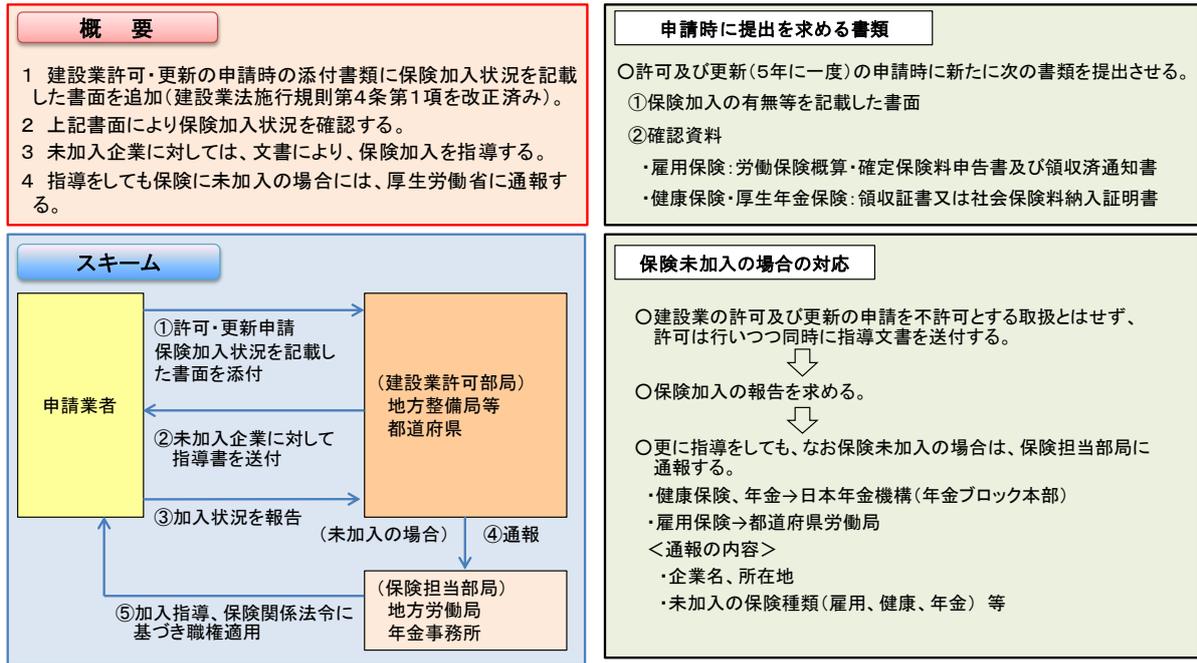


## 2. 行政の取組

建設業担当部局では、社会保険等への加入を徹底するための取組として、平成 24 年 11 月から、建設業の許可・更新時、経営事項審査時、さらには事業所や現場への立入検査の際に社会保険等への加入状況を確認しています【図6】。その結果、未加入であることが判明した企業には、文書による加入指導を行うとともに、加入状況の報告を求めています。それでもなお未加入の場合は厚生労働省の保険担当部局に通報が行われ、加入指導等が行われることとなります。平成 24 年 11 月から平成 25 年 12 月までの累計で、指導 24,261 件、通報 5,270 件が実施されている状況です【図7】。

保険担当部局による加入指導の結果、それでもなお未加入である建設企業については、建設業法に基づく監督処分が行われることとなります。

【図6】建設業許可部局による社会保険等への加入状況の確認・指導（建設業許可・更新時）



【図7】建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導の状況

<p><b>1. これまでの取り組み</b></p> <p>国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業法施行規則、告示の改正（平成24年5月）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加</li> <li>・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大</li> </ul> </li> <li>○社会保険加入状況の把握、確認・指導等（平成24年11月より）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施</li> <li>・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報</li> </ul> </li> <li>○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定（平成24年10月）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>2. 加入指導状況（平成25年12月現在）</b></p> <p>平成24年11月から平成25年12月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでに確認した申請等件数・・・216,637件             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請等件数のうち既に加入していた件数・・・192,376件</li> <li>・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数・・・24,261件</li> </ul> </li> </ul> <p>【指導を受けた件数の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入した件数・・・6,512件</li> <li>加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数・・・5,270件</li> <li>指導中又は加入確認待ちの件数・・・12,479件</li> </ul>

### 3. 建設企業の取組

元請企業においては、保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、工事現場において周知啓発を行うとともに、下請企業の保険加入状況の把握に努め、保険加入を指導する役割を担うことが求められています。そのため、国土交通省では、元請企業が下請企業の保険加入状況を確認できるよう建設業法施行規則の改正を行い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加しています。また、施工体制台帳及び再下請負通知書の改正にあわせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても各作業員の加入している社会保険等を記載する欄が追加され、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について社会保険等の加入状況を確認しています。

この取組は、元請企業及び下請企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に即して行われています【図8】。同ガイドラインでは、元請企業の役割・責任として、現場における周知啓発、法定福利費の適正な確保のほか、協力会社組織を通じた加入状況の定期的把握と加入指導を行うこと、個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、二次以下の下請企業についても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと、作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うこと等を求めています。そして、遅くとも平成29年度以降においては、社会保険等の全部又は一部に適用除外ではなく未加入の建設企業を下請企業に選定しない取扱いをすべき、適切な保険への加入が確認できない作業員についても、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いをすべきとされています。

## 【図8】社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

### 第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

### 第2 元請企業の役割と責任

#### (1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

#### (2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとりあえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施  
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握  
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨  
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

#### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

#### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

#### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

#### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

#### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施  
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

#### (8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要  
元請負人が、法定福利費相当額を一時的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

### 第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

#### ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものであるかどうか見直しを行うことが望ましい

#### イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

## IV. 法定福利費の確保

### 1. 発注者の対応

受注競争が激化する中で、利益確保のために法定福利費を適正に負担しない企業が存在していることが社会保険等未加入問題の大きな要因の1つです。法定福利費は、保険に加入するために必要な費用であり、保険加入を促進するためには、法定福利費が発注者から労務を提供する下請企業に適切に流れることが必要となります。

それには、請負契約の最も川上に当たる発注者が、法定福利費相当額を適切に見込んだ価格で発注することが不可欠です。国土交通省直轄の公共工事については、現場管理費率式（土木工事）や複合単価・市場単価（建築工事）の見直しにより、本来、事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を予定価格に適切に反映するとともに、平成25年4月より適用した公共工事設計労務単価から、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）も反映しています【図9】。

【図9】法定福利費の確保に向けた直轄工事における対応

#### (1) 事業主負担分に関する措置

- ① 国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、現場管理費率式の見直しを実施（国土交通省土木工事標準積算基準書、予定価格への影響：約0.8%）
- ② 国土交通省官庁営繕工事における積算については、平成25年10月公告分から、複合単価および市場単価の補正を試行。（予定価格への影響：約1.5%）

#### (2) 本人負担分に関する措置

公共工事設計労務単価については、平成25年4月に引き続き、平成26年2月にも引き上げ。

##### 【平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価 設定のポイント】

- ① 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映（例年の4月改訂を前倒し）
- ② **社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映（継続）**

全 国	平成25年4月比；	<b>+7.1%</b>	（平成24年度比；	+23.2%
被災三県	平成25年4月比；	<b>+8.4%</b>	（平成24年度比；	+31.2%

また、法定福利費が適切に確保できるようにするためには、建設投資の約6割を占める民間工事の発注者の積極的な協力も不可欠です。そのため、国土交通省では、主な民間発注者団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日）、「技能労働者の確保に向けた標準見積書の活用等による法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について」（平成25年6月7日）等を発出し、①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと、②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くこと等を繰り返し要請しています。さらに、主な団体に対して

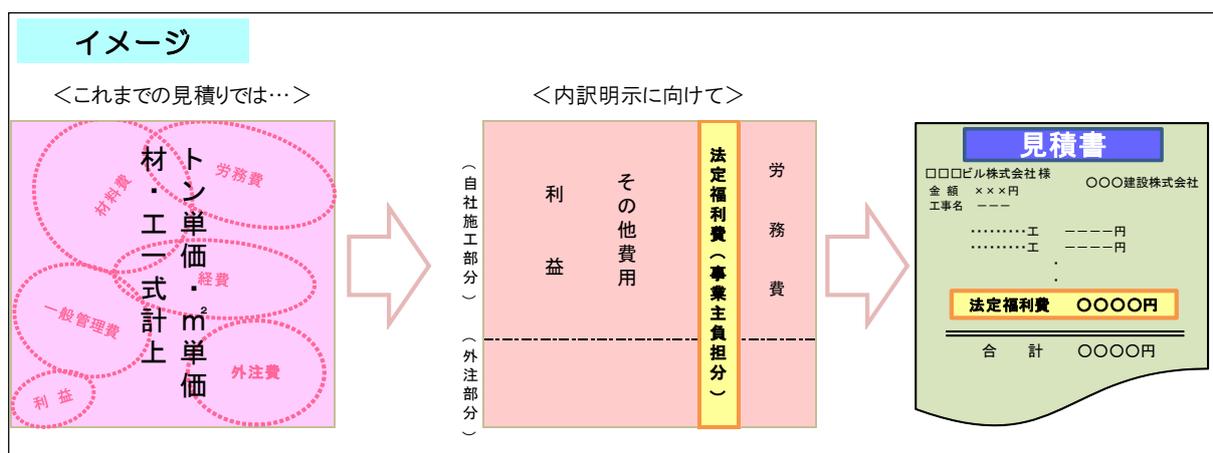
直接要請する等、必要な法定福利費を確保するための環境づくりに努めています。

## 2. 法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の活用

技能労働者の保険加入を促進するためには、実際に労務を提供している下請企業等が必要な法定福利費を確保できるようにする必要がありますが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積もりが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのか、必要な金額はどの程度か分かりにくい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積もりだけではなく、その中に含まれる法定福利費を把握し、内訳として明示した見積書（標準見積書）を活用し、必要な金額を確保していくための取組を行っています【図10】。標準見積書は、各専門工事業団体において作成されるものであり、主に下請となる専門工事会社が元請企業に対し法定福利費を内訳明示した見積書を提出するために活用するものです。これまでに、53の専門工事業団体等（平成25年12月20日現在）が業界の特性等に応じた標準見積書を作成しています。

【図10】 必要な法定福利費の把握



また、総合工事業団体においては、必要な法定福利費の原資が着実に確保できるよう、主な民間発注者団体に対し法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請するとともに、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行うなど、この見積書を提出するための環境づくりを行っています。

このような総合工事業団体や専門工事業団体等の取組を踏まえ、平成25年9月26日に開催した社会保険未加入対策推進協議会において法定福利費を内訳明示した見積書の活用を一斉に開始することを申し合わせ【図11】、標準見積書の本格的な運用を開始したところです【図12】。

【図11】第3回 社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ

**法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について**

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

**一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨**

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これでは元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

**二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組**

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

**三. 加入促進計画の着実な実行**  
(略)

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会

【図12】標準見積書を活用した法定福利費の確保

**1. 問題意識**

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積りに当たって従来の**総額単価だけではなく**、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

**2. 関係者の取組**

**【発注者】**

- 直轄工事においては、**土木工事の法定福利費現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

**【元請企業】**

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払い**。

**【下請企業】**

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- **技能労働者を必要な保険に加入**させる。

**イメージ**

The diagram illustrates the flow of legal welfare fees. At the top, 'Public Issuers' and 'Private Issuers' provide 'Estimated prices reflecting the intended price' and 'Appropriate pricing for issuance' respectively to 'Prime Contractors'. Prime Contractors then provide 'Respect for estimates and payment of legal welfare fees' to 'Subcontractors'. Subcontractors, in turn, provide 'Use of standard estimates and disclosure of legal welfare fees' to 'Prime Contractors'. Finally, Subcontractors ensure 'Necessary insurance' for 'Skilled Workers'. A red arrow at the bottom indicates the 'Flow of legal welfare fees'.

標準見積書の活用については、下請企業等が社会保険等の加入に必要な金額を確保していくために重要な取組であり、建設業界全体の取組として普及・定着させていく必要があります。そのため、この活用状況についてはしっかりと注視し、状況に応じて活用促進策等を検討する必要があります。

国土交通省では、平成25年9月から開始した法定福利費を内訳明示した見積書の一斉活用後の状況を適確に把握・分析することにより、更なる標準見積書の普及促進や改善を進めることで、必要な法定福利費の確保を推進するため、各建設企業を対象に、法定福利費が内訳明示された見積書式の活用状況等に関するアンケートを平成25年10月30日から12月9日にかけて実施いたしました。

前述のとおり、平成25年9月26日に開催した社会保険未加入対策推進協議会において、法定福利費を確保していくための第一歩として標準見積書の活用を一斉に開始すること等を申し合わせましたが、その中では、まず、行政、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりに、より積極的に取り組むということを前提に、具体的な取組として、元請企業は下請企業との契約に当たり、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働きかけ提出された見積書を尊重すること、下請企業は、標準見積書を元請企業に提出し法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること等も確認したところです。

しかしながら、アンケート調査の結果をみると【図13】、

○専門工事業団体による標準見積書の周知不足、下請企業による見積書式の未作成・未利用

○元請企業による下請企業に対する標準見積書提出の指導不足  
といった状況が見受けられます。

一方で、標準見積書を提出した場合には、多くの契約において尊重されているなど、一定の成果もみられます。

このアンケート調査の結果、標準見積書の更なる活用促進を図るためには、元請団体・企業、下請団体・企業問わず、建設業界が一体となって、固い決意をもって取組を進めていく必要があることが改めて浮き彫りになりました。具体的には、各専門工事業団体においては、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を求めていくとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう改めて強く働きかけること、また、総合工事業団体においては、法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すとともに、見積書を提出した法定福利費等については、提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求めていただくことが必要不可欠です。

国土交通省としても、引き続きこの活用状況を注視するとともに、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループ等の場を活用しながら、今後の更なる標準見積書等の活用・普及方策を検討していきたいと考えております。

【図13】標準見積書等の活用状況に関するアンケート調査結果について（概要）

### 1. アンケートの概要

- 調査対象：全国の建設企業
- 調査方法：インターネットを活用したアンケート
- 調査期間：平成25年10月30日（水）～12月9日（月）
- 総回答数：1,833件（会社毎アンケート）、2,851件（現場毎アンケート）

### 2. 回答結果のポイント

- ① 専門工事業団体による標準見積書の周知不足、下請企業による見積書式の未作成・未利用。
- ② 元請企業による下請企業に対する標準見積書提出の指導不足。
- ③ 標準見積書を提出した場合には、多くの契約において尊重されるなど、一定の成果。
- ④ 地域別でみると、北海道地区においては、元請・下請ともに積極的な取組がみられる一方、中部地区、中国・四国地区等においては、取組の広がりが鈍い。
- ⑤ 下請企業について許可業種別でみると、鉄筋工事業、大工工事業等においては、比較的積極的な取組がみられる一方、その他の業種においては、取組の広がりが鈍い。



**専門工事業団体による更なる周知、元請企業による提出指導等の必要性**

## V. 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について

建設業における社会保険等未加入対策については、これまで建設業所管部局を中心に取組んできたところですが、今般、直轄の発注者においても、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して建設企業社会保険等未加入対策を行います。

### 1. 施策を実施する背景

平成25年7月以降、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、建設産業や入札契約制度を巡る課題に対応すべく、「インフラの品質確保とその担い手の確保に係る施策」「業種区分の見直しの検討」「社会保険未加入問題等への対策」等の議題について、計4回にわたり審議を行われ、なるべく早い時期に講ずべき施策が「当面講ずべき施策」としてまとめられました。この中で、社会保険未加入問題についても、今後取り組むべき対策の方向が提言されました。

この提言では、これまで実施してきた総合的対策に加えて、

- 現時点で把握できている社会保険加入状況を踏まえると、目標の実現に万全を期するためには、これらの対策に加えて、さらに取組を加速する必要があること
- 東日本大震災からの復旧・復興工事等により、建設投資額が回復局面にあるという現状を捉まえて、今こそ行政、建設業界一体となって社会保険への加入徹底を加速すべきであること

○公共事業は国民負担により行われており、公共工事設計労務単価の改訂等による必要な法定福利費相当額の予定価格への反映についても、国民負担により行われていること等の点を踏まえ、公共工事の施工に保険未加入企業が関与していた場合には厳正かつ適切な指導監督の強化を図るとともに、公共工事において、元請企業や、元請企業と直接契約関係にある一次下請企業からは社会保険未加入企業を排除する等の措置を講じることを検討すべきとされました。

その後、建設産業活性化会議において高木国土交通副大臣からの指示があったことを踏まえて、国土交通省発注工事における具体的な対策の検討を進めてきたところです。

## 2. 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の概要

この取組は、平成 26 年 8 月 1 日以降と平成 27 年度以降において段階的に行います。

まず、平成 26 年 8 月 1 日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化することに加えて、元請業者及び下請代金の総額が 3,000 万円以上（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円以上）の工事における 1 次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定するものとしました。

次に、平成 27 年度以降は競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定するものとしました。

これらの取組については、平成 26 年 5 月 16 日付けで地方整備局等宛に通知を发出了しました。あわせて、同日付けで地方公共団体に対して、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促したところです。以下、この取組 についての概要は以下のとおりです。

### 1) 契約の相手方（元請業者）からの社会保険等未加入建設業者の排除

(1)平成 26 年 8 月 1 日以降に入札手続を開始する工事（平成 27 年度以降に契約を締結するものを除く。）について

上記工事については入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認することになります。

確認の手段としては、入札の参加希望業者から、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出してもらい、その中の「保険加入の有無」欄を確認することなどがあります。

この確認の結果、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する届出の義務を履行していない建設業者（つまり、社会保険等に加入していない元請業者）については、当該工事の競争参加資格を認めず、国と直接の契約の相手方になれないことから、当該工事の入札から排除されることとなります。

排除対象となる業者は、建設業法上の許可を得た建設業者を指します。ただし、個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、排除の対象にはなりませんのでご注意ください。（適用除外に関する詳細な要件などについては、お近くの年金事務所等にお問い合わせください）

## (2)平成 27 年度以降に契約を締結する工事について

平成 27 年度以降は、競争参加有資格名簿に登録する際の審査において、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないことになりました。これにより、上記①のように、個別工事の入札時に、元請業者の保険加入状況を確認することが不要になります。

なお、申請してきた企業について、社会保険等に加入しているか否かを確認する手段としては、提出書類のなかで、経営事項審査の総合評定値通知書の写しにおける「保険加入の有無」欄を確認することなどを考えています。

## 2) 一次下請業者からの社会保険等未加入建設業者の排除

平成 26 年 8 月 1 日以降に入札手続を開始する工事について、発注者と受注者の間で締結する契約上の義務として、受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を直接の下請契約の相手方としてはならない旨を定めることになりました。これによって、元請業者と社会保険等に加入していない一次下請業者との契約が原則禁止になり、当該一次下請業者はその工事から排除されることになります。

上記排除を行う対象工事は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になるものに限りです。これは、後述するように、業者の社会保険等加入状況の確認にあたって、施工体制台帳を用いることから、平成 26 年 6 月 1 日現在の建設業法において、施工体制台帳の作成を求める工事と同範囲に対象を限定したものです。

また、対象工事であればどのような場合でも、元請業者と保険未加入の一次下請業者との契約が禁止されるというわけではありません。当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等「特別の事情」が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められることがあります。

## (1)発注部局における対応

社会保険等未加入建設業者に該当するか否かの確認作業は、現場にいる監督職員が、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類について、「健康保険等の加入状況」の欄を確認することで行います。

仮に、この施工体制台帳等の確認の結果、一次下請業者が社会保険等に加入していなかった場合には、監督職員は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳の写しを契約担当部署に送付することとあわせて、受注者に対して、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やかに提出するよう通知するものとしています。

この理由書面によって、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の「特別の事情」があるか否かについて、発注者が判断することになります。特別な事情について、具体的には特殊技術等を必要とする工事で、その特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合など

を想定しています。

一方、以下の場合には「特別の事情」に該当しないものと考えています。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

「特別な事情」が認められなかった場合には、契約違反になり、後述するように制裁金請求などのペナルティの対象になることとなります。

発注部局は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行います。また、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えないものとしています。

#### ① 「特別の事情を有しない」と発注者が認めた場合

発注者は、

- ・当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由
- ・制裁金を請求することとなる旨

を受注者に対し通知します。

この制裁金の性質は違約罰であり、その金額は、元請と保険未加入の当該1次下請業者との最終契約額の10%としています。(発注者と受注者の間で締結する契約書上も、その旨規定しています)

また、この場合は指名停止等や工事成績評定の減点も検討されることとなります。指名停止は、「重大な契約違反」にあたることを理由にしたものであり、2週間から4ヶ月の期間を考えています。工事成績評定の減点は、指名停止の措置内容に応じて行うこととなります。

さらに、工期(受発注者間の契約における工期をいう。)内かつ理由書面の提出期限後においても、まだ1次下請業者が社会保険等に加入していない場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が保険に加入したという事実が確認できる書類(以下「確認書類」という。)を発注部局に提出するよう改善指示を行うこととなります。

#### ② 「特別の事情を有する」と発注者が認めた場合

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知することと合わせて、「一定の期間」内に、保険未加入の当該1次下請業者が、当該保険について加入した旨の確認書類を提出するよう請求します。

この「一定の期間」については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から、発注者が設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないようにするものとしています。

また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知するとともに、指名停止や工事成績評定の減点も検討されることとなります。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても、まだ1次下請業者が社会保険等に参加していない場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うこととなります。

## (2) 建設業担当部局における対応

発注部局は、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、建設業所管部局に、当該社会保険等未加入建設業者に係る事項などを通報するものとするものとしています。なお、その際には施工体制台帳などの写しを添えるものとしています。

建設業担当部局は、発注部局から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡を行います。その後許可権者は建設業担当部局と必要に応じて連携して、建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うこととなります。

## 3) 2次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった際の取組

上記2の対象工事において、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かの確認作業は、施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について行うため、2次以下の下請業者も確認対象に含みます。

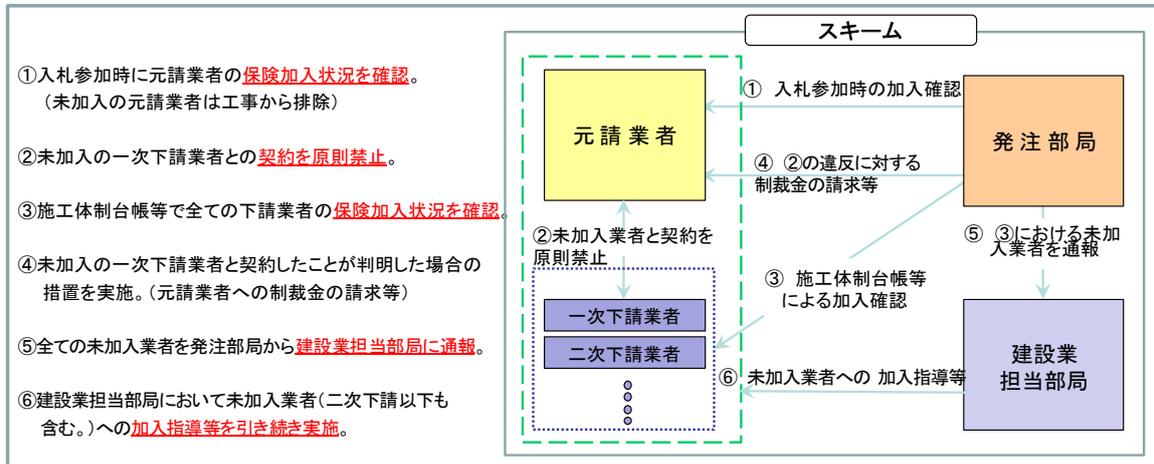
2次以下の下請業者が社会保険等に参加していなかった場合は、監督職員は、当該未加入業者に関する施工体制台帳等の書類を発注部局に送付します。その後速やかに、発注部局から建設業所管部局に対して、当該社会保険等未加入建設業者に係る事項などが通報されます。その後は一次下請の保険未加入業者に対する対応と同様の手続によって、建設業担当部局において当該未加入業者への加入指導などが引き続き実施されることとなります。

なお、2次以下の下請業者については、発注者の契約の相手方ではないことから、制裁金の請求や指名停止などの措置は行なわれません。

工事の受注を希望する企業においては、対象工事の詳細・例外規定について不明点がありましたら、発注者に取扱いをよく確認して頂くようお願いいたします。また、社会保険等の加入手続詳細などについては、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

【図 1 4】国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の概要

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
  - ・社会保険等未加入建設業者に対する**指導監督を強化**する。
  - ・**元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定**する。  
 (※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 上記内容につき、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

## VI. おわりに

社会保険未加入対策については、社会保険未加入対策推進協議会の枠組みを活用しながら、当初は周知啓発を重点的に実施し、その後、加入指導重点期間、保険加入者優先期間といった段階を経て、5年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取組を進めています。

社会保険未加入対策推進協議会を設置して具体的な取組を開始してから2年以上が経過し、本年度は目標期間の中間年度にあたります。ここで、これまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、目標達成に向けて計画的に取組を進めていきたいと考えております。

今後、国土交通省としても、更に取組を加速していくこととなりますが、元請企業・下請企業・建設労働者等の建設産業に携わる関係者が一体となって、社会保険等未加入対策の推進に向けた気運を盛り上げ、それぞれの立場からの取組を強力に推進していくことが何よりも重要です。

建設業における技能労働者の処遇の向上と産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、公平で健全な競争環境の構築を実現するため、社会保険等未加入は許さないとの固い決意をもって業界一丸となって対策に取組む必要があります。

以上

# 平成26年8月以降に入札手続を開始する 国交省直轄工事では



## 社会保険等未加入企業は元請・一次下請になれません！

若者にとって魅力ある業界であるために。  
真面目に働く職人が報われるために。



### 【お問い合わせ先】

※対象工事の詳細・例外規定については・・・

〇〇地方整備局契約課：03-1234-5678

※社会保険等未加入に対する取組等については・・・

(一財)建設業振興基金 構造改善センター：03-5473-4572

※加入手続については・・・

健康保険・厚生年金保険：最寄りの年金事務所

雇用保険：最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所



# 建設業界一丸 社会保険加入!



社会保険への加入は、  
あなたの会社や、  
あなた自身の義務です。

若者にとっても魅力ある業界であるために。  
真面目な企業が報われるために。

行政・発注者・元請・下請などが一体となり、すべての建設業者の保険加入を進めています。

お問い合わせ先：一般財団法人建設業振興基金  
TEL：03-5473-4572 FAX：03-5473-4594 受付時間：9～12時、13～17時（土日・祝日を除く）  
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>



 国土交通省

## 特集 2

# 平成 25 年度建設業取引適正化センターの活動状況

## 建設業取引適正化センター

### 1 建設業取引適正化センターの設置

#### 1 業務の実施体制

建設業取引適正化センターは、国土交通省からの受託事業として、公益財団法人建設業適正取引推進機構(以下「推進機構」といいます。)に新たな組織として設置されました。

関東地方及び近畿地方に設置する建設業取引適正化センター(以下「適正化センター」という。)を統括する建設業取引適正化推進本部を置き、本部長、管理技術者及び技術者を置くとともに、関東地方及び近畿地方に適正化センターを設置し、所要の職員及び相談指導員を置いています。

#### 2 相談室の設置

関東地方及び近畿地方に置く適正化センターは、相談者の利便等を考慮し、それぞれ東京都及び大阪市の都心部に設置しています。

東京都に置く適正化センター(以下「センター東京」という。)は、推進本部との連絡等も考慮し、推進機構の執務室内に設置し、また、大阪市に置く適正化センター(以下「センター大阪」という。)は、相談者の利便性を考慮し、大阪市の中心部で適切な場所を探した結果、下表の場所に設置し、それぞれのセンターに必要な設備・機器を設置しています。

センター東京及びセンター大阪の具体的な場所等は、次のとおりです。

#### ◆ センター東京

東京都港区赤坂三丁目 21-20 赤坂ロングビーチビル

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日)

東京都千代田区五番町 12-3 五番町 YS ビル

(平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

#### ◆ センター大阪

大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル

また、センター東京及びセンター大阪には、それぞれ建設業の取引について専門的な知識を有する者それぞれ常勤の職員3名を置いています。

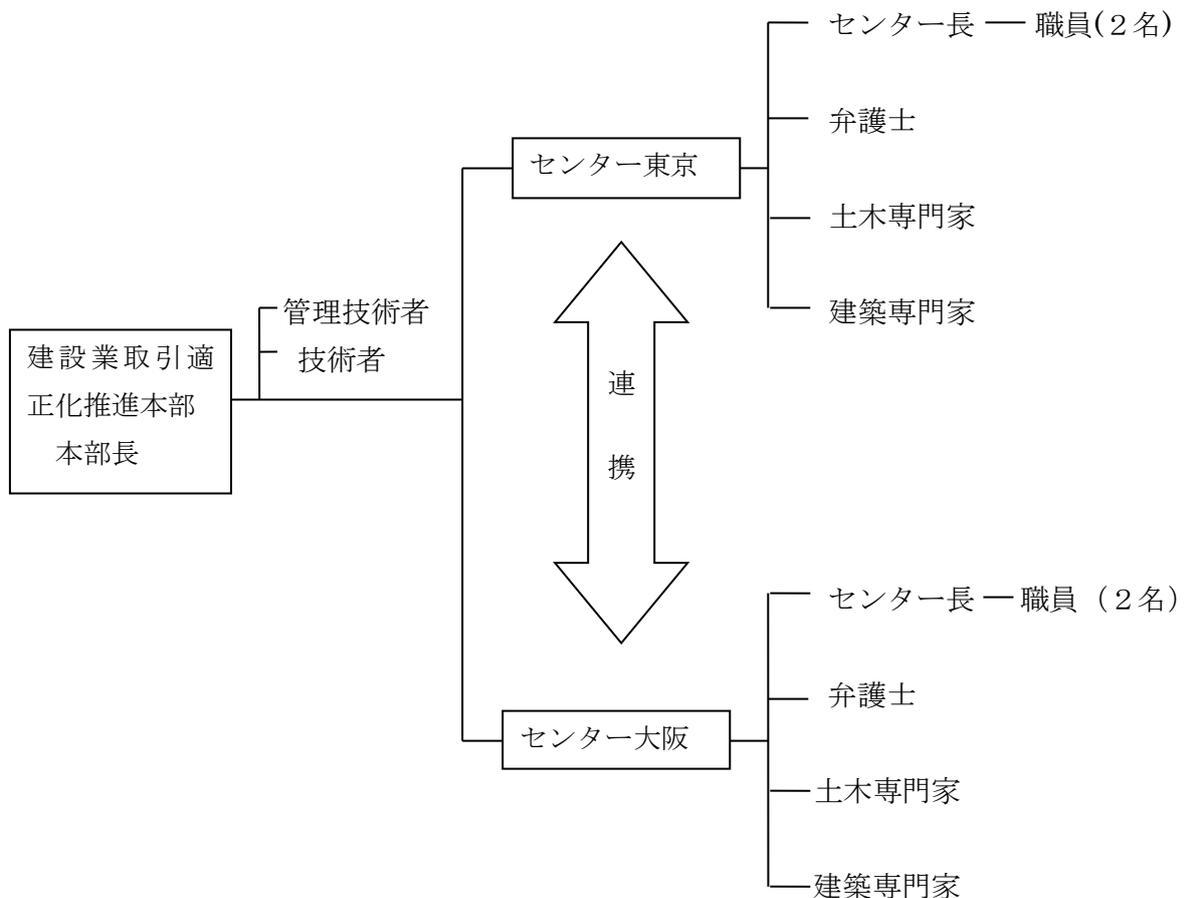
さらに、センター東京及びセンター大阪に、それぞれ紛争相談を担当する弁護士等の有識者（以下「相談指導員」という。）を置いています。

相談指導員には、弁護士、土木技術専門家、建築技術専門家を充てており、いずれも建設業の取引に精通した者から選定されています。

相談指導員については、弁護士は月4回、土木の専門家及び建築の専門家はそれぞれ月2回勤務することとしており。具体的には、いずれかの有識者による面談の機会を1週間に2日確保しています。

以上に述べた適正化センターの組織は、建設工事の請負契約に関する幅広い紛争に対応できるよう、次のような組織体制となっています。

### 【適正化センター組織図】



## 2 業務の実施について

### (1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき相談業務を実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した担当職員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 相談者が、郵便、FAX又はメールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に従い、氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、郵便、FAX又はメールにより相談申込を受け付けています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時、場所を定めて、相談指導員等がこれに対応しています。

### (2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約に関する紛争は、限定された分野における定型的紛争のようにとらえられがちであるが、実際に持ち込まれる紛争の内容は、多種多様である。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向など、個別性が強く、そのさばきも相談対応者の力量によるところが大きいところです。

このため、センターとしては、概ね次のとおり、個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取したうえで、これを整理し、建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者が零細な事業者の場合は、弁護士等に依頼することが困難な場合が多いため、主張したいことが論理的に整理されていないことが多いので、相談者の話を十分に聴取し、その上で何を主張したいのか、論点の整理を行った上で助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求められた場合には、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

## 3 相談業務の概要

### 1 相談件数

#### (1) 相談件数の推移

平成21年7月29日に建設業取引適正化センター（以下「センター」という。）を開設して以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移は、平成26年3月末日現在、表1に示すとおりです。

表1 相談件数の年度別推移 (件)

年度	センター東京	センター大阪	合計	前年度比
21	402	230	632	—
22	1034	476	1510	238.9%
23	921	595	1516	100.4%
24	1038	638	1676	110.6%
25	848	597	1445	86.2%
合計	4243	2536	6779	—

センター発足後5年ほどを経過して、これまで寄せられた相談件数の総計は7千件弱までに達しました。発足当初約半年ほど相談件数は伸び悩んだものの、その後順調に相談件数は増加し、平成22年以降から平成24年度までは1500件を上回る増加傾向を示してきていました。

しかし、平成25年度は、前年度に比べて16%減と初めて減少する結果となりましたが、この背景としては、東日本大震災に伴う復興工事の本格化等により建設投資需要が近年になく好調だったことが大きな要因として考えられるところです。例えば、一般財団法人建設経済研究所が平成26年1月30日に公表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し(平成26年年1月)」によれば、平成25年度の四半期毎の前年同期比は、第1四半期8.9%増、第2四半期15.8%増、第3四半期19.3%、第4四半期7.1%と近年にない高い増加率を示していましたが、このような状況下では、元請・下請側双方とも請負契約上のトラブルはできる限り回避し、旺盛な施工量消化を優先するよう行動していたためではないかと推測できるからです。

このような傾向が引き続き見受けられるかは、現時点では必ずしも明確ではありませんが、建設投資の急増の後の伸び悩む時期は、とかくトラブルが多発しやすいといわれているところですので、今後を注視していく必要があると考えているところです。

なお、そのセンター東京とセンター大阪の相談件数割合をみると、おおむね6:4となっていますが、この傾向は、過去5年間ほとんど変わっていません。

また、寄せられた相談を地域別にみますと、首都圏が半分以上を占め、ついで近畿圏が2割程度、中京圏が1割となっており、3大都市圏以外では相談件数は少ないことが分かります。

## (2) 相談アクセスの経路

平成21年のセンター発足当初から、当センターに相談があった場合には、当

センターの存在を何で知ったかを聞いていますが、平成 25 年度からはさらに詳細にその相談アクセスの経路を聞いているところです。

その結果は、表—2 に示す通りですが、近年の IT 化時代を反映して、機構のホームページ等からのアクセスが 2 割を占めてトップとなっていることが特徴的で、今後は、こういった各種メディアを媒体とした相談アクセスが増加するものと思われます。

また、駆け込みホットライン、下請かけこみ寺等や都道府県・市町村などの行政機関からのアクセスも相当数の割合を占めていることもわかりました。さらに、賃金不払いを受けたとして労働基準監督署に申し出たところ、それは下請代金の不払いに該当するとして、労働基準監督署から当センターを紹介された下請業者も多く見受けられました。

このほか、平成 22 年度からの傾向として、各地の消費者相談センターから紹介を受けたというケースが徐々に増加しています。

「その他」の中で多いのは、以前に当センターを利用したことのある者が再度相談してくるケースや、当センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談してくるケースや、別途に法律相談をしていた弁護士から紹介されたというケースが含まれています。

表—2 相談アクセスの経路 (件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	機構ホームページ等	185	114	299	20.7%
2	リーフレット	4	2	6	0.4%
3	業界紙・業界団体	1	1	2	0.1%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	91	162	253	17.5%
5	都道府県(市町村)	157	95	252	17.5%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	95	83	178	12.3%
7	建設工事紛争審査会	31	17	48	3.3%
8	労働基準監督署	120	50	170	11.8%

9	消費者センター等	39	7	46	3.2%
10	同業者	5	8	13	0.9%
11	その他	117	58	175	12.1%
合計		845	597	1442	100.0%

## 2 相談の内容

### (1) 類型別に見た紛争件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に分類したのが表3です。

表3 紛争類型別件数 (件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	工事瑕疵	31	61	92	6.4%
2	工事遅延	12	6	18	1.2%
3	工事代金の争い	10	19	29	2.0%
4	契約解除	52	19	71	4.9%
5	下請代金の争い	493	410	903	62.5%
6	その他	250	82	332	23.0%
合計		848	597	1445	100.0%

過去4年の業務報告書の内容と同様に、下請代金を巡る争いが約6割強と圧倒的な割合を示しています。この下請代金の争いにはほぼ共通しているのは、下請契約書の取り交わしはおろか、注文書・請書の取り交わしすらなされていない下請業者からの相談が圧倒的に多いということです。上位下請業者と下位下請業者との関係は、本来は書面を示した明確な双務契約関係であるべきですが、現状の多くは口頭による約束だけで工事に着手しているのが実情のようです。そして、工事完了後において不払いというトラブルが発生した場合、下請側にとって、その解決には証拠が極めて不十分な立場に置かれている状況にあることが多く、例えば、口頭契約下で下請業者が不払い代金の支払いを求める場合には、下請業者側に、まず下請契約の成

立等の立証責任が課されていることが、大きな障害となっているところです。

また、上位請負業者から注文書が出されているというケースであっても、単に工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書に基づいて工事に着手しているというケースもあります。

2番目に多いのが、契約解除に関する紛争ですが、この紛争は、ほとんどの場合、個人住宅の発注者と請負業者間の紛争です。住宅の建築請負契約を締結したが、その後、請負業者側の実際の営業や施工部門の動きに不信感を持ち、個人発注者が契約解除を申し出るというのがよくあるケースですが、以前は、不信感の原因の多くは、ローン契約に関することがほとんどでしたが、最近ではこのローン契約を巡るトラブルはほとんど見受けられなくなっています。むしろ、前述のように、近年では建設業者が円滑に施工してくれないという相談が多くなっているのが目立ってきていますが、その背景には建設技能工不足などの影響が見受けられるところです。

なお、契約書締結前後の解約解除では、発注者側が支払っている着手金の返還を巡るトラブルという形になってしまっていますが、近年では、解除までの実費相当の支払いはやむを得ないというおおまかな意識は醸成されつつあるように思われます。

また、従来は比較的多く見受けられた工事瑕疵をめぐる紛争は、発注者—請負者間では少なくなってきました。これは、瑕疵担保責任を巡る紛争については、消費者保護の観点から「住宅の品質の確保に関する法律」（以下「品確法」という。）が制定され、平成21年9月1日から施行されていることなども影響しているのではないかと思います。

## （2）元請・下請間の金銭トラブル原因別

表3でみた元請・下請間でもっと多い金銭トラブルを、その原因別にみたのが表4です。

不払いの理由で最も多いのは、「債権額は確定しているが不払い」というもので、全体の4割弱を占めています。債権額が確定しているのに、なぜ不払いが発生しているかといえば、それは、「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」という理由をあげるケースが多かったためである。この点を相談者からさらに話を聞いてみると「工事施工不良を理由として減額・不払い」が実質的な理由としては挙げられると思われるケースも相当数存在しており、特に最近はその傾向が顕著となっているように思われます。特に元請側がこのような施工不良を理由とした不払いを当初はなかなか明確にせず、下請から下請代金支払のための法的措置を講じたい旨を告げた段階でそのような主張をしてくることも多く見受けられます。

このため、具体的な下請代金請求訴訟では、元請からの瑕疵工事に伴う修補費用を求める相殺の主張も当然想定されることから、このようなトラブルの解決は、下請にとっては困難となると思われる事例の一つとなっています。さらには、下請の施工に瑕疵があったことを元請が下請に通知することなく、他の専門工事業

者に修補させたとして修補費用を下請業者への未払代金から相殺する事例も依然見受けられるなど、下請側からみれば元請との下請代金不払い問題は、より深刻化しているように見受けられます。

表4 元・下間金銭トラブル原因類型別件数 (件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
A	債権額が確定しているが不払い	150	196	346	36.3%
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	66	24	90	9.5%
C	工事施工不良(出来栄え)を理由として減額・不払い	22	42	64	6.7%
D	相手方の失踪等	25	8	33	3.5%
E	相手方の倒産等	12	17	29	3.0%
F	赤伝処理等	14	51	65	6.8%
G	追加工事等に伴う追加額の不払い	62	34	96	10.1%
H	その他	133	96	229	24.1%
合計		484	468	952	100.0%

次いで多いのが、「追加工事等に伴う追加額の不払い」ですが、当初契約時において注文書・請書の取交しすらないことが多いことから、追加工事のみ変更書面が存在するということは通常期待できなく、また、当初契約時には注文書・請書があっても、変更契約は口頭でなされるというケースも依然多く、そのことも紛争多発の誘因となっています。

3番目に多い「請負契約の内容が不明確なため不払い」については、契約書の取交しがきちんとなされていない現状からすれば、契約内容が不明確になるのは避けがたく、またこのことが紛争を誘発する要因となっています。

さらに、「赤伝処理等」に伴うトラブルも増加している反面、元請業者側の失踪、倒産による不払いは、昨年度の半分以下となってきていることも特徴的です。しかし、工事完成後下請代金を請求したところ、電話に出ない、あるいは全く連絡がつかなくなるというような事例も依然多々見られています。

「その他」の項目が20%強と高率になっていますが、この中にはAからGまでに区分できないさまざまな紛争の原因がすべて含まれており、この中には、数ヶ月単位で工事を請負ったが最初の支払期限に支払がなかったとか、工事施工を巡るトラブル等で工事を中断したところ、元請業者から支払を拒否されたというような紛争も含まれています。

### (3) 紛争当事者別

紛争の類型を当事者別に区分したのが、表5です。この表でわかるように、下請負人から元請負に対するものが約75%と飛びぬけて多いことが分かりますが、ここでも、上位請負業者と下位請負業者との間には大きな力の差があることが、契約内容を明確にせず着工させたり、工事が終了してから本来支払うべき請負代金を支払わなかったり、さらには一方的に減額を要求するというようなケースが多いことから窺われるところです。

なお、この表では下請業者の中でも1次や2次が相当高率になっていますが、これは、小規模工事における1次や2次などの存在が大きく影響しており、いわゆる大規模工事の1次や2次が含まれていることは少ないことに、留意する必要があります。

表5 紛争当事者別の内訳 (件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	1次	215	193	408	43.4%
2	2次	156	169	325	34.6%
3	3次	67	74	141	15.0%
4	4次以下	44	22	66	7.0%
合計		482	458	940	100.0%

また、2次下請業者と3次下請業者のように、2次下請業者が上位の1次下請業者から請負代金を貰えないから払えないというように、不払いの連鎖が見受けられるのも、この下請負人間の紛争の特徴の一つです。

### (4) 建設工事の種類別

建設工事の種類別の内訳は表6に示す通りである。紛争相談はほとんど全ての種類の工事に亘っていますが、その中でもとび・土工・コンクリート工事、建築一式工事、内装仕上工事、土木一式工事、大工工事、管工事の順に相談件数が多かったことが分かります。

表6 相談事案の建設工事の種類別件数 (件)

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	土木一式	26	80	106	7.3%
2	建築一式	148	92	240	16.6%
3	大工	67	30	97	6.7%
4	左官	7	12	19	1.3%
5	とび・土工・コンクリート	150	71	221	15.3%
6	石	4	0	4	0.3%
7	屋根	7	8	15	1.0%
8	電気	59	40	99	6.9%
9	管	45	61	106	7.3%
10	タイル・れんが・ブロック	14	4	18	1.2%
11	鋼構造物	12	6	18	1.2%
12	鉄筋	14	10	24	1.7%
13	舗装	3	6	9	0.6%
14	しゅんせつ	0	0	0	0.0%
15	板金	4	2	6	0.4%
16	ガラス	5	0	5	0.3%
17	塗装	57	40	97	6.7%
18	防水	24	18	42	2.9%
19	内装仕上	74	38	112	7.8%
20	機械器具設置	24	5	29	2.0%
21	熱絶縁	2	3	5	0.3%
22	電気通信	25	12	37	2.6%
23	造園	4	3	7	0.5%
24	さく井	2	1	3	0.2%
25	建具	6	5	11	0.8%
26	水道施設	3	1	4	0.3%
27	消防施設	2	0	2	0.1%
28	清掃施設	3	0	3	0.2%
99	その他・不明	57	49	106	7.3%
合計		848	597	1445	100.0%

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる28種類を示す。

建築一式工事・土木一式工事は、いわば総合工事であることから、実際の発注件数が多い割には相談件数が比較的少なくなっています。これに対して、専門工事種別の中で1番件数の多かったのは、「とび・土工・コンクリート工事」です。これは、とび工事、土工、コンクリート工事という、通常はそれぞれが単体で下請発注される工事を、業種としてひとまとめにしたものであるところから、件数が多くなっていると思われませんが、さらに、この工種には解体工事も含まれており、この工種に関連する相談も比較的多く寄せられているところです。

内装仕上工事も比較的多くなっている業種ですが、これはリフォーム工事発注の増加や比較的零細な業者によって行われていることと関係しているものと思われるほか、マンションやビル新築工事において、内装工事は最終工程に当たるため、工事期限を確保するための厳しい工程あるいは、急な増員要請などがあり、その契約変更の打ち合わせもないまま工事が完了してしまい、トラブルとして残ってしまうことも多い業種であるといえます。

大工工事は5番目に多く見受けられていますが、ここでいう大工工事業者は、そのほとんどが型枠工事業者ですが、型枠工事業者のその多くが零細業者で、3次あるいは4次の下請業者として位置づけられ、上位の請負業者とのきちんとした注文書等もなく、口頭で契約することがほとんどである状況の下で、型枠工事の場合には、後日コンクリートひび割れなどの瑕疵の発生を理由とする下請代金不払いというパターンの陥るのが多いという特徴があります。

## 5 相談業務の今後の課題

センターの相談対応は「相談時間が長い」ということが大きな特徴といえます。なぜなら建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合、契約書そのものがなく、口頭契約で工事に着手することからさまざまな紛争が派生的に発生しているからです。当然ながら、口頭契約では契約内容が曖昧にならざるを得ず、双方の主張に食い違いが多々生ずる、また、建設工事の多くは、工事施工途中で追加工事が生じることも多く、この追加工事を巡っても双方の意見が対立しますが、ほとんどの場合、下位下請業者が泣かされる結果になっているような形になってしまいうことが見受けられます。

また、建設工事の多くは、重層下請構造によって施工されているため、直接の契約関係にない元請から二次、三次の下請業者に対して直接指示がなされることが少なくない。これは、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業をしているためと思われる。

紛争相談は、これらの事実関係をきちんと把握し、相談者の心情も理解し、懇切丁寧に解決の方向を示すことが重要であるため、一件の相談に対して、平均して30分程度、中には1時間を超える時間を要する場合があります。しかも相談内容は、様々な内容を含んでおり、単に民法や建設業法にとどまらず、民事訴訟法、

民事保全法、民事執行法、労働基準法、下請法、品確法等の広範囲な法律知識を必要とするところです。

このようなことから、相談体制を充実することは容易ではありませんが、潜在的な相談ニーズがある以上、これらにきちんと対応していくのが、センターとしての重要な役割であると考えているところです。